公

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○公金の収納の事務を委託した件 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件↑

件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○県営土地改良事業計画を定めた件二件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件Ⅰ 三件

告 示

福島県告示第七百七十六号

福

公金の収納の事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により

令和四年十二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

委託した事務の範囲及び内容

太陽の国クリニック手数料収納の事務

- 2 太陽の国交流センター使用料収納の事務
- 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 受託者の名称及び所在地

社会福祉法人福島県社会福祉事業団

2 西白河郡西鄉村大字小田倉字上上野原五番地三

収納の事務を委託する期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

福島県告示第七百七十七号

(保健福祉総務課)

福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課 の規定により述べられた意見の概要は、 に備え置いて縦覧に供する。 十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 次のとおりである。 なお、当該意見を令和四年 「法」という。) 第八条第

令和四年十二月六日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内 堀

雅

雄

(仮称)トライアル伊達上保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内三七番 ほ

法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要 意見なし。

五 五 五

臺九

か

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百七十八号

풢

業労政課に備え置いて縦覧に供する の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

令和四年十二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデーいわき泉店 福島県いわき市泉町下川字薬師前七九番地 ほ か四〇筆

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし。

三

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下 「法」という。) 第八条第

福島県告示第七百七十九号

県

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 業労政課に備え置いて縦覧に供する。 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

令和四年十二月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

マルトSC湯本店 福島県いわき市常磐関船町一丁目一五番二七 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十号

年十二月六日から令和五年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課

令和四年十二月六日

島

福島県知事 内 堀 雅 雄

ツルハドラッグ福島飯坂店 福島県福島市飯坂町平野字上前田六番 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 温ほ

福

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八十一号

豪雨型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとお り縦覧に供する。 大池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・ 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、新池

令和四年十二月六日

縦覧に供する書類

縦覧の期間 土地改良事業計画書の写し

> 福島県知事 内 堀 雅

雄

三 縦覧の場所 中島村役場 月二十六日まで(二十日)

令和四年十二

一月七日から

(農村計画課)

福島県告示第七百八十二号

型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備(一般整備 覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

令和四年十二月六日

福島県知事

内

堀

雅

雄

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和四年十二 一月七日から

月二十六日まで

(二十日間

三 縦覧の場所

白河市役所

福島県告示第七百八十三号

(農村計画課)

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和四年十二月六日

解除予定保安林の所在場所

まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。 耶麻郡磐梯町大字磐梯字猫摩山六六七七の一、六六七七の一○から六六七七の一二

福島県知事

内

堀

雅

雄

水源の涵養 水源の涵養

解除の理由 指定理由の消滅

磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

(森林保全課)

町大字五香字舘四三七番地町大字三谷字谷地三四三番地

町大字金上字西村二二三番地

齋藤 氏名

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地住所

稲 赤垣 崎

宗政善

郡同

同同同同同同同同同同

博佐和栄隆男俊美

同同同同同同同同同同

郡郡郡郡郡郡郡郡郡

江三賀角大石佐花橋川田樋田藤

土地改良区の名称

公告第二百七十七号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 令和四年十二月六日

公

告

退任した役員 阿賀川土地改良区 氏名

赤山石渡角玉佐江佐稲岩古横齋 崎ノ田部田川藤花藤垣渕俣山 内 政 栄 雄 佐 数 隆 哲 清 宗 一 健 源 善 段 俊 俊 男 也 隆 平 二 栄 平

同同同同同同同同同同同同 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番住所 町大字青津字馬喰丁一四九番地町大字福原字家東一六番地 町大字沼越字村東三四四番地一町大字中泉字中屋敷一七七四番地 町大字東原字舘ノ内七三一番地町大字青木字葭尻六番地

町大字中泉字屋敷添六六番地町大字御池田字小池六一番地町大字新開津字村内三二番地 町大字開津字内畑甲一〇五五番地

福島県知事 内

堀 雅

雄

次の

五十嵐 正名

渡部 雄二 青司 吉子

今日子

同同同同

郡郡郡郡同同同同

町大字五香字京出免二三六一番地町大字開津字淨福甲一六番地町大字開津字淨福甲一六番地町大字五香字寺内三四番地

令和四年十二月六日

福島県知事

内

堀 雅

雄

同同監同同 事 公告第二百七十八号 万波 憲一 会津若松市西七日町一三番一〇号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 (農村計画課)

次の

同同監同同同同同同同同同同同同 事 役別 退任した役員 矢吹土地改良区土地改良区の名称 氏名

小大鈴 岡 野 安 加 蛭 田 林 和 木 崎 岡 野 安 藤 田 田 芸 長 常 三 幸 昭 書 夫 郎 治 郡同 町場内一八五番地郡同 町寺内西一七五番地郡同 町寺内西一七五番地郡同 町中畑一七六番地 河郡矢吹町寺内西一八五番地 郡中島村大字川原田字下町九三番地

塩 小 鈴 蛭 根 鈴 円 小 関沢 室 木 田 本 木 谷 針 根 佐久間 文雄 隆貴孝茂功正獎雄志一徳 廣 同同同同同同同同同同同同同同同同 郡矢吹町寺の前二二番地二 郡中島村大字滑津字代畑八四番地 郡中島村大字滑津字小針一〇番地

就任した役員 西白 住所 .河郡矢吹町寺内西一八五番 郡中島村大字川原田字下町九三番

同同

町大字中泉字屋敷添六六番地町大字東原字舘ノ内七三一番地町大字開津字舘中乙一四番地町大字開津字舘中乙一四番地町大字開津字館中乙一四番地町大字東原字舘ノ内七三一番地町大字中泉字屋敷添六六番地 町大字御池田字石田八七七番地

町大字青木字青木一五番地町大字青津字馬喰丁一二六番地 町大字立川字中立川九〇番地

藤加蛭氏田藤田名

役別

郡矢吹町松倉五五

同同同同同同同同同同同同同同同同

:中島村大字滑津字岡ノ内四五番

町平鉢九五番地 町寺内西一七五番地 町中畑一七六番地

町根

宿五四七番地

同同同監同同同同同同同同同同同 事 同同同同同同同同同同同 退任した役員 公告第二百七十九号 一地改良法 陳遠小大青伊円吉小関野藤針和木藤谷田針根田 鈴 鈴 秡 石 鈴 須 真 木 木 川 井 木 藤 船 氏名 鈴 緑 佐 木 川 藤 佐久間 小室 吉 鈴田 木

光 正 正 貴 恵 尚 利保忠男夫行 嘉雄 勝晴 章 達 利 矢 登志男 武 義郎

西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内六二番地二同 市双石高田一五番地同 市田島一七二番地同 市田島一七二番地 白河市大善知鳥坂一九番地一同 郡同 村大字羽太字南同 郡同 村大字熊倉字沼 西白 河郡西郷村大字真船字折口下三二番地 郡同 村大字羽太字南六八番地 村大字関和久字瀬知房七番地 村大字熊倉字沼田八〇番地

白河

市東深仁

|井田字陣ヶ平

同

村大字北平山字堂ノ下三〇番地

阿武隈川上流土地改良区立地改良区の名称 令和四年十二月六日

福島県 知事

内

堀 雅

雄

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十七項の規定により、 次

郡矢吹町花の里四一番地

報

(農村計画課)

就任した役員 同 佐藤 女 同同監同同同同同同同同同同同同同同同同 事 役別 監同同同同同同同 事 佐鈴藤角吉小小鈴木尾佐宮秡今砂鈴鈴藤氏川木田田田松針木野股藤田川井塚木木井名 正武利政正一正勝 島衛 大行志美 場 場 鈴 北 常 木 澤 松 郷忠 常 三松 瓶 藤田 小室 長倉 孝 安 幸 郎 男 保 洋次郎 日 郡同 村大字熊倉字風吹一五〇番地 同 市太田野宮前五番地 同 市太田野宮前五番地 同 市太田野宮前五番地 同 市双石高田一五番地 同 市田島二五番地 同 市田島二五番地 同 市田島二五番地 同 市田島二五番地 石同同同川 西白河郡西郷村大字真船字前谷地六番地住所 西白河郡中島村大字滑津字元村一六三番地 白河市久田野北裏三番地 西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地 西白河郡中島村大字川原田字中屋敷八番地 同郡同 |川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地||一郡同||村大字滑津字代畑九三番地||一郡同||村大字滑津字代畑九三番地||一郡同||村大字二子塚字西内一番地 市田島入方一八番地 市東蕪内字新屋敷一番

石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地同 郡同 村大字滑津字羽黒山一八番。同 郡同 村大字滑津字臼ツ子三六番同 郡同 村大字青岡字大泉坊山一番 同 郡同 村大字吉岡字大泉坊山一番地西白河郡中島村大字二子塚字後山四一番地白河市東深仁井田字千代ノ岡一八番地 同同 西白河郡西郷村大字真船字折口下七五番地三 同 郡同 町大字沢井字上ノ原四〇番地四九 郡西郷村大字小田倉字原中三六〇番地 郡泉崎村大字関和久字下町六二番地 村大字滑津字羽黒山一八番地 村大字滑津字白ツ子三六番地

(農村計画課)

発行者 島 1 箇月 3,560円】 印刷所 株式会社 第 印 刷

町大字新屋敷字新覚六五番地

地

地